

社会福祉法人 新緑会 役員等報酬および費用弁償規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人新緑会（以下「法人」という。）の役員報酬および費用弁償に関する事項を定める。

(報 酬)

第2条 法人は、役員等の勤務実態に応じて報酬を支給する。ただし、役員が職員である場合は、これを支給しない。

2 役員報酬は、役員会等会議への出席1回につき、次の報酬を支払う。

(1) 乙欄所得税額控除後の手取額 金4,000円

(費用弁償)

第3条 役員が、理事会、またはその他の会議に出席するため、あるいは法人の業務のために旅行したときは、その費用を弁償する。

2 費用弁償額は、役員の居住地から計算し、職員の旅費規程に準じて、交通費の実費額とする。

3 日当は次のとおりとする。

日 当 1日につき3,000円 (なお、第2条第2項に規程する額が支給された場合は日当は支給されない。)

4 旅費支給に関しては、その実情により実費を支給する。

(改 正)

第4条 この規程の改正については、理事会の議決を要する。

付 則

この規程は、平成18年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成25年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。